（前のページより続き）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（同一一三）　六五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（国土交通九二三）　六七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同九二四）　七一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同九二五）　七三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同九二六）　七四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同九二七）　七六
○高速自動車国道に関する件（同九二八）　七七
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（同九二九）　七七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一六八）　七八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和五年度令和五年六月分）（財務省）　七九

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、基本測量関係事項　八二
裁判所
破産、免責、再生関係　八六
特殊法人等
令和四事業年度財務諸表（独立行政法人国民生活センター・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構・独立行政法人水資源機構・独立行政法人空港周辺整備機構）、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社）、令和四事業年度決算等（社会保険診療報酬支払基金・農林漁業団体職員共済組合）、地方公共団体情報システム機構における機構保存本人確認情報の提供状況・住民票コードの提供状況、企業年金基金変更、日本公認会計士協会第五十七期決算、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、地方職員共済組合役員の異動関係　八九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一六四
会社その他
会社決算公告　一六八